

千葉県歩道橋ネーミングライツスポンサー公募要項（募集期間延長）

1 目的

千葉県（以下、「県」という。）では、県有財産等の経済的価値を最大限有効に活用し、新たな歳入確保を図るとともに、企業等法人が地域社会に貢献する機会を提供し、もって、民間資金等を活用した県民サービスの質の向上に資することを目的として、別紙1の歩道橋を対象として愛称を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得する「ネーミングライツスポンサー」（以下、「スポンサー」という。）を次のとおり募集する。

2 募集の概要

(1) 募集施設の概要（対象施設一覧）、ネーミングライツ料の最低契約金額

【別紙1】募集対象施設一覧を参照すること。

※【別紙1】に掲載の最低契約金額は、消費税及び地方消費税を含む。

(2) 愛称の使用開始予定日

~~令和6年1月1日（月）~~ **令和6年4月1日（月）**

~~※年末年始は路上工事の抑制期間となっており、歩道橋への愛称掲出工事に着手できるのは1月4日以降となる。スポンサーであることを、スポンサーが管理するホームページ、出版物等に表示するのは1月1日以降可能。~~

(3) 契約期間

愛称の使用期間は3年以内とする。

最終的な契約期間は優先交渉権者（「5 優先交渉権者の選定方法等」を参照）との協議を経て決定する。

(4) 命名に関する留意事項

ア スポンサーは、当該施設等に愛称を付与することができる。

イ 命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、正式名称を変更するものではない。

ウ スポンサーであることを、スポンサーが管理するホームページ、出版物等に表示することができる。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は原則として認めない。

オ 別添「千葉県広告掲出基準 3 掲出できる広告内容に関する基準」により広告の掲出が制限されている事項に関連するものについては、愛称として使用することができない。

カ 愛称命名と標示の条件については、「【別紙2】愛称命名と標示の条件」を必ず確認すること。

(5) 費用負担の分担について

ア 施設における愛称の標示及び原状回復等は、スポンサーがその費用を負担

して実施し、施工の範囲、実施時期及び内容は、協議の上決定する。

イ 次に掲げるものに愛称を標示するときは、スポンサーが必要な手続きを行い、これに伴う費用が発生する場合はスポンサーが負担する。

(ア) 屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ) 道路標識、鉄道、バス等の案内表示における名称変更

ウ 次に掲げる広報物の作成及び変更に係る費用については、県又は指定管理者が負担する。

① 県又は指定管理者が作成するパンフレット等

② 県又は指定管理者が管理するホームページ

エ その他、名称変更に伴う費用負担の詳細は、協議の上決定する。

(6) リスク負担

スポンサーの施工に起因する看板の落下等により第三者に損害を生じさせた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の賠償責任は、スポンサーが負うものとする。

その他、本項に定めのないリスクが生じた場合の負担については、県とスポンサーが協議して決定するものとする。

(7) 地域貢献に関する提案

スポンサーとして、当該歩道橋やその周辺における地域貢献活動の実施についての提案もあわせて行うこと。

3 応募資格

経営が安定しており、社会貢献に理解がありコンプライアンスを遵守する企業等法人を対象とする。但し、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 千葉県広告掲出基準 2 で定める業種又は業者等
- (3) 代表者、役員のうち次のいずれかに該当する者がいる者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員又は上記イからエに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
- (4) その他ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認める者。

4 申込方法

(1) 提出書類

区分	内容	様式
申込書類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ申込書	様式1
	<input type="checkbox"/> 委任状（代理人が申し込む場合）	様式2
	<input type="checkbox"/> 会社（団体）概要	様式3
	<input type="checkbox"/> ネーミングライツスポンサーの申込みに係る誓約書	様式4
添付書類	<input type="checkbox"/> 愛称標示のイメージ図（色や大きさ等がわかるもの）	
	<input type="checkbox"/> 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
	<input type="checkbox"/> 県税事務所の発行する県税に未納がないことの証明書（完納証明書）	
	<input type="checkbox"/> 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	

【留意事項】

- ・提出された書類は、暴力団排除措置のための千葉県警察への照会、その他、関係機関の意見を求めるため使用する場合があります。
- ・必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・千葉県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき公開する可能性がある。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・申請書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・広告代理店を通じての申し込みについては、県から広告代理店に手数料を支払うものではない。

(2) 提出部数

1部 ※2施設以上に申込みをする場合は、申込施設ごとに申請書を用意すること。添付書類は1施設分について原本を添付し、2施設目以降の分はネーミングライツ申込書と愛称標示のイメージ図を除き、写しを添付することとして差し支えない。

(3) 提出方法

持参又は簡易書留郵便

(4) 申請書等の提出期間及び場所

ア 提出期間

令和5年9月20日(水)から令和5年~~10月16日(月)~~12月8日(金)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

※簡易書留郵便の場合、令和5年~~10月16日(月)~~12月8日(金)午後5時必着

イ 提出場所等

所 在：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

宛て先：千葉県総務部資産経営課県有地等活用処分推進班

電話番号：043-223-2078

5 優先交渉権者の選定方法等

ネーミングライツ選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、応募内容の審査を行った上で、資格要件を有する応募者の中から最良の提案をした者（以下、「優先交渉権者」という。）を選定する。また、選定後すべての応募者に選定結果を通知する。

選定にあたっての審査項目、配点は下表のとおり。

審査項目及び評価の視点	配点
(1) 応募金額 ・他の応募者との比較	25
(2) 愛称 ・親しみやすさ、呼びやすさ、バランスの良さ等 ・当該施設や周辺地域に馴染むか等 ・愛称標示イメージの見やすさ、デザイン	15
(3) 応募者の状況 ・経営の安定性 ・社会貢献、法令遵守の取組 ・当該施設やその周辺における地域貢献活動に関する提案内容	10
合計	50

なお、この決定後に優先交渉権者が公募要項記載の契約解除事項に該当することが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消すものとする。

6 契約の締結及び更新

(1) 契約の締結

県は、優先交渉権者と諸条件の協議をした後、契約を締結する。

(2) 契約の更新

スポンサーは、契約期間終了6か月前までに、当初の契約金額と同額以上であることを条件として更新の申し出を行い、県が承認した場合は更新契約を締結することができる。

なお、施設の廃止又は大規模改修等により契約更新を行うことができない場合がある。

(3) 制度の理解と愛称の定着に向けて

ネーミングライツ事業契約を締結したときは、県は速やかに県のホームページで公表する等、広く県民への周知を図る。契約の更新により愛称使用期間が延長された場合も、これに準じた周知を図ることとする。

7 契約の解除等

スポンサーが次の事項に該当した場合、県は契約を解除することができる。この場合、原状回復に必要な費用はスポンサーの負担となる。

- (1) スポンサーが応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為若しくはスポンサーの責に帰すべき事由によって、県若しくは施設のイメージが損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合など、スポンサーとして適当でないと認められる事態が生じたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

8 その他の留意事項

- (1) 愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく正式名称を使用する場合がある。
- (2) 愛称に関する知的財産権について
 - ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、スポンサーの商標として登録することになる。
 - イ 県はロゴ等が無償で 사용할 ことができる。商品のパッケージ等に第三者が使用する 場合の条件については、スポンサーと当該第三者が個別に協議すること。
 - ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、スポンサーの責任で確認すること。
- (3) 愛称を付与した施設で発生した災害・事故等により、スポンサーのイメージダウンとなる可能性もあるが、県は一切の責任を負わない。
- (4) この要項に定めのない事項については、別途協議を行うものとする。
- (5) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがある。